

所得税、市・県民税の申告はお早めに

市役所での確定申告は
2月17日～3月17日

大和税務署では、表1の日程で市役所に申告窓口を開設します。

主な収入が営業・農業などの事業所得、不動産所得、分離譲渡所得、退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に申告相談してください。

持ち物は▼印鑑▼25年分源泉徴収票▼支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は、保険料の証明書)▼各種控除証明書▼24年分の確定申告をしている方は、その控▼申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)▼筆記用具▼電卓▼申告書(届いた方のみ)▼医療費控除を受ける方は25年中の医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの―です。

お願い
期間中は駐車場が混雑するので、バスなどの交通機関を利用してください。

大和税務署での
確定申告受け付け

同署では2月3日～3月17日確定申告書作成会場を

設置しますので、作成のために来署する場合は、この期間に来てください。土・日曜日は閉庁のため、申告はできません(2月23日と3月2日の各日曜日は、確定申告の指導受け付けを行います)。

給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税の還付申告提出のみの場合は、1月から受け付けができます。

自書や国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所、氏名を記入し、同署へ郵送してください。確定申告書などの控が必要の方は、返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は同署へ問い合わせてください。期間中は大変混み合いますので、還付申告は早めに行ってください。閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外收受箱」を利用するか郵送してください。詳しくは国税庁ホームページwww.nta.go.jp。

便利なe-Tax
(所得税電子申告)

■手続きは簡単

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。

■添付書類の提出・提示は不要

医療費の領収書や源泉徴収票などを提出する代わりに、記載内容を入力して送信することができ、確定申告期限から5年間は、添付書類の提出や提示を求められることはありません。詳しくはwww.e-tax.nta.go.jpか大和税務署046・262・9411。

確定申告無料相談

税理士などによる小規模納税者などの無料申告相談を行います(日時は表1のとおり)。

年金・給与所得者の所得税の申告が対象です(土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く)。

譲渡所得、高額所得や、今年初めての住宅借入金等特別控除、贈与所得、青色申告など相談内容が複雑な場合はご遠慮ください。

市・県民税の申告

所得税の確定申告をする必要のない方でも、市・県民税の申告は必要です。これは、26年度市・県民税を計算するための基礎資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料になります

ので申告してください。

- ① 所得税の確定申告をした
- ② 同一世帯で扶養されている
- ③ 昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている―のいずれかに該当する方は、不要です。

受け付けは土・日曜日と祝日を除き、1月31日(金)までは市役所税務課市民税担当(窓口棟2階5番窓口)、2月3日～3月17日は市役所7階市民展示ホールで行います。

持ち物は▼印鑑▼昨年中の収入が分かる資料(源泉徴収票や給与支払者の証明書など)▼昨年中に支払った社会保険料や国民年金保険料、医療費、生命保険料、地震保険料などの領収書―です。

図税務課 ☎70・5611。

市・県民税の申告が必要か確認をお願いします

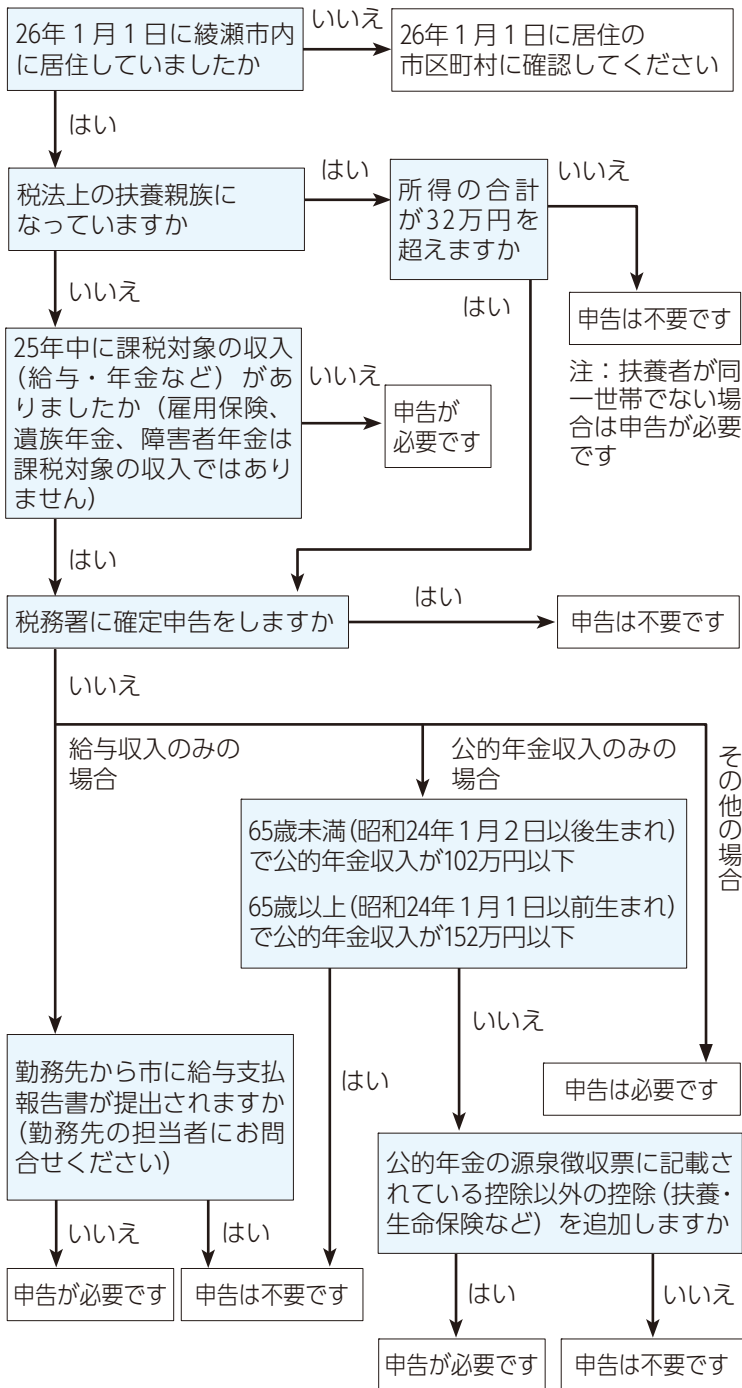


表1 市役所に開設する所得税の申告窓口

実施日		受付時間	場所	対象
2月5日(水)	税理士無料相談	9:00~11:30 13:00~15:00	市役所7階市民展示ホール	(所得) 給与・年金・一時以外は受け付けできません。 (控除) 医療費、社会保険料、生命保険料など ※2月5・6・10日は提出のみの場合は、J1-1会議室(受付時間は9:00~11:30) ※土・日曜日は除く
2月6日(木)		9:00~11:30 13:00~15:00		
2月10日(月)		9:00~11:30 13:00~15:00		
2月17日(月)~3月17日(月)		8:30~11:00 13:00~15:30		

※混雑状況により受付締切時間が早まる場合があります
※相談後の確定申告は電子的送付を行います

表2 確定申告などに関する問い合わせ先

内容	受付時間	対象
確定申告 譲渡所得	2月17日(月)~3月17日(月)	大和税務署 ☎046・262・9411 (自動音声による番号選択)
贈与税	2月3日(月)~3月17日(月)	
消費税	3月31日(月)まで	

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分が医療費控除の対象となります。おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明書)」を交付します。要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は障害者控除を受けられます。控除に必要な「要介護認定者における障害者控除対象者認定書」を交付しますので、それぞれ必要な方は高齢介護課に申請してください。図同課 ☎70・5636。

一部の介護サービス利用料なども
確定申告の医療費控除の対象です